

令和5年度あま市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

あま市国民健康保険被保険者に係る健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

- ① メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防対策として特定健康診査・特定保健指導を推進し、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。
- ② 特定健康診査未受診者へ受診勧奨を行う。
- ③ メタボリックシンドロームの該当者や予備群に対し、生活習慣の改善を指導する。
- ④ 国保データベースシステムの情報を活用し、保険者及び被保険者の健康課題の分析を行い、被保険者の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を図る。

(2) 重症化予防事業の推進

- ① 血圧、脂質異常、血糖値、腎機能に関する検査項目値で要受診と判定され、医療機関未受診の被保険者に医療機関の受診を促す勧奨通知を送付する。さらに、再調査後、医療機関未受診の被保険者に対し、訪問指導を行い重症化の予防を図る。
- ② 糖尿病性腎症重症化予防として高血糖に加え腎機能が低下している方に、医療機関と連携して保健指導を実施することで透析移行者を抑制する。

(3) 早期介入事業の推進

- ① 特定健康診査の結果でHbA1cが基準値を超えている被保険者に対し、糖尿病予防教室を実施する。
- ② 生活習慣病の低年齢化に伴い、特定健康診査を受診できない36歳以上39歳までの被保険者に対し、生活習慣病の早期発見を目的とした国保三十歳代健診を実施する。

(4) 保健衛生普及事業の推進

- ① 健康パンフレット、ジェネリック普及シール、エイズパンフレットを配布することにより、健康に関心を持ってもらう環境を整える。
- ② 医療費通知や後発医薬品普及促進通知を実施し、健康や医療の適切な受診等に関する理解を深める。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	実施内容
<p>●特定健康診査</p>	<p>対象者 40歳から74歳までの被保険者 実施期間 6月から10月まで 実施場所 指定医療機関 自己負担額 無料 案内方法 対象者へ受診券の個別郵送、広報紙、ポスター、LINE、市公式ウェブサイト 受診勧奨 健診未受診者への個別受診勧奨案内</p>
<p>●特定保健指導</p>	<p>対象者 40歳から74歳（積極的支援は65歳）までの被保険者で特定健康診査の結果、動機付け支援または積極的支援が必要と判定された方 実施期間 6月から翌年3月まで 実施場所 指定医療機関・公共施設（集団保健指導） 自己負担額 無料 案内方法 対象者へ利用券の個別郵送、広報紙掲載 利用勧奨 利用勧奨案内</p>
<p>●重症化予防事業 ・医療機関未受診者対策</p>	<p>対象者 40歳から74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、血圧、脂質異常、血糖値、腎機能に関する検査項目値が要受診と判定され、医療機関未受診の方 実施期間 4月から翌年3月まで 案内方法 個別郵送 訪問指導 再調査後、医療機関未受診の方</p>
<p>・糖尿病性腎症重症化予防保健指導</p>	<p>対象者 2型糖尿病であり、糖尿病性腎症の病期が第2期の方 実施期間 4月から翌年3月まで 案内方法 医療機関から案内 指導 医療機関との連携による保健指導を実施</p>
<p>・早期介入による重症化予防事業 （糖尿病重症化予防教室）</p>	<p>対象者 40歳から74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、HbA1c6.5%以上の方 実施期間 1～3月頃 実施場所 未定 自己負担額 無料 案内方法 個別郵送 利用勧奨 利用勧奨案内</p>

<p>●早期介入事業</p> <p>・国保三十歳代健診</p>	<p>対 象 者 36歳から39歳までの被保険者</p> <p>実 施 期 間 10月頃</p> <p>実 施 場 所 未定</p> <p>自己負担額 1,000円</p> <p>案 内 方 法 個別郵送、広報紙掲載</p> <p>受 診 勧 奨 勧奨はがき</p>
<p>・糖尿病予防教室</p>	<p>対 象 者 40歳から74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、HbA1c5.6%以上6.5%未満の方</p> <p>実 施 期 間 2月頃</p> <p>実 施 場 所 未定</p> <p>自己負担額 無料</p> <p>案 内 方 法 個別郵送</p> <p>利 用 勧 奨 利用勧奨案内</p>
<p>●保健衛生普及事業</p> <p>・医療費通知</p>	<p>対 象 者 医療機関受診者</p> <p>実 施 月 7月、12月、2月</p> <p>内 容 医療機関名、入外区分、日数、医療費の額（10割）、患者負担額の通知</p>
<p>・後発医薬品普及促進</p>	<p>対 象 者 医療機関受診者のうち後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額が1薬剤あたり500円以上軽減される方</p> <p>実 施 月 5月、10月</p> <p>内 容 対象薬剤名、自己負担額、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知</p>
<p>・広報活動</p>	<p>対 象 者 国民健康保険加入者</p> <p>実 施 月 4月から翌年3月まで</p> <p>内 容 健康パンフレット、ジェネリック普及シール、エイズパンフレットの配布</p>